

平成26年9月2日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

12番	山口敏子	13番	小坂井実
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第6 同意第5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第8 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第13 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 発議第3号 決算特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（佐藤高清君） ただいまより平成26年第3回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第88条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第3回弥富市議会定例会の会期を本日から9月29日までの28日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から9月29日までの28日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、弥富市長から平成25年度の健全化判断比率及び資金不足比率の  
報告書が、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各  
位のお手元に配付してありますので、よろしく願いいたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第4、同意第3号から日程第6、同意第5号まで、以上  
3件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第3回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに提案し、御審議いただきます議案は同意3件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、飯田哲夫氏が平成26年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市松名三丁目41番地、飯田哲夫氏を引き続き選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、細江利夫氏が平成26年9月21日任期満了のため、その後任者として、弥富市加稲二丁目16番地、佐藤孝氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、同意第5号教育委員会委員の任命につきましては、鶉石芳樹氏が平成26年9月30日任期満了のため、その後任者として、弥富市佐古木四丁目571番地3、奥山巧氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

これより同意第4号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

これより同意第5号の質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第8 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第9 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第10 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第12 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第13 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第17 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第7、議案第31号から日程第24、認定第7号まで、以上18件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例議案7件、予算関係議案4件、決算認定議案7件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につきましては、関係条例の規定において引用している法律の題名を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、母子及び他の福祉法の名称が改められたことにより、関係条例の規定において引用している条文を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の制定により特定教育・保育施設の運営に関する基準及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の改正により、児童クラブの利用対象年齢をこれまでの小学校3年生までから小学校6年生までに拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきましては、企業立地に対する奨励措置の見直しを行うとともに、平成31年9月30日まで期間を延長することにより、企業立地の促進及び企業の流出を防止し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ5,324万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億3,556万6,000円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費につきましては、障害者医療費国庫負担金過年度分返還金348万8,000円、療養給付費負担金過年度分1,266万6,000円、衛生費につきましては、個別予防接種委託料2,570万円、教育費につきましては、災害時の早期避難を目的に地震自動解錠鍵ボックス設置工事費として、小学校費440万円、中学校費160万円であります。

これらに対する主な歳入といたしましては、普通交付税8,161万7,000円、国民健康保険特別会計からの繰入金1,569万5,000円、介護保険特別会計からの繰入金2,029万7,000円、財政調整基金繰入金1億5,388万7,000円を増額計上する一方、市債の臨時財政対策債1億8,700万円を減額するものであります。

次に、議案第39号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億514万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養給付費7,155万6,000円、一般被保険者高額療養費1,730万円、退職者医療交付金過年度分返還金5,054万円、一般会計への繰出金1,569万5,000円であります。

これらに対する歳入といたしましては、その他繰越金1億5,514万7,000円を増額計上するものであります。



次に、議案第40号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度保険料等の納付状況に伴い、保険料等負担金過年度分等を計上し、歳入歳出予算の総額を4億4,920万9,000円とするものであります。

次に、議案第41号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定において、介護保険支払準備基金積立金、前年度保険給付費の額の精算に伴い国庫負担金の返還金等を計上し、歳入歳出予算の総額を26億4,087万2,000円とし、サービス事業勘定において、一般会計への繰出金1,286万2,000円を計上し、歳入歳出予算の総額を2,497万2,000円とするものであります。

次に、平成25年度各会計の決算認定についてであります。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資に喚起する成長戦略の3本の矢による一体的な取り組みの政策効果から、家計や企業マインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広まっています。また、企業の収益の増加から設備投資が持ち直しつつあり、雇用・所得環境が改善し、景気回復の動きが確かなものとなることが見込まれています。しかしながら、確実に景気が上向くまでには時間がかかるものと考えております。

このような状況の中、継続中の基盤整備事業、多様な住民要求に応えるべき課題事業を推進するために、今後とも限られた収入をより効果的に執行してまいります。

平成25年度決算は、弥富市としての8回目の決算でございますが、厳しい財政状況の中、所期の目的をほぼ達成することができましたことは、市議会議員の皆さんを初めとして、市民の皆様方の御理解、そして御協力によるものであり、深くこの場をかりて感謝申し上げる次第でございます。

認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現額141億668万4,000円、これに対する歳入決算額137億8,023万9,309円で収入率は97.7%、歳出決算額131億7,261万7,234円で、執行率は93.4%となりました。

歳入におきましては、前年度と比べ、市税全体では2億9,695万円の増額となりました。その内訳は、法人市民税が7,626万円の減額となる一方、個人市民税が7,885万円、固定資産税が2億5,770万円、軽自動車税が214万円、市たばこ税が3,452万円の増額となりました。市税以外の主なものでは、普通交付税が5億9,315万円、国庫支出金13億6,656万円、県支出金が7億6,964万円交付され、歳入全体では前年度に比べて9.5%、14億4,204万円の減額となりました。

一方、歳出におきましては、第1次総合計画で定めた事項を政策目標として、市民の一体感の醸成、市民サービスの低下を招くことのないよう努めてまいりました。

総務関係では、新庁舎建設事業推進のため実施設計業務を行いました。また、海部地域を

放送エリアとするコミュニティ放送局の運営を助成し、地域に密着した行政情報等を市民に提供できました。

福祉・保健関係では、新白鳥保育所の建設事業に着手し、保育環境整備に取り組み、高齢者や障がい者を援助するささえあいセンターを設置し、少子・高齢化対策、子育て支援を図ってまいりました。また、子宮頸がん予防、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種の定期化に伴い、全額公費として実施いたしました。

環境関係では、住宅用太陽光発電施設の導入に対する補助制度を継続し、新エネルギー、省エネルギーの推進により、地球温暖化防止に努めました。また、ごみの不法投棄対策として、監視カメラによる監視を行うなど、不法投棄を許さないまちづくりに努めました。

農業関係では、水田農業構造改革事業、農地・水保全管理支払交付金事業の推進をいたしました。また、団体営土地改良事業、湛水防除事業を初めとする県営土地改良事業や、農道、排水路など農業生産基盤の整備に努めました。

商工関係では、企業立地指定企業交付奨励金制度により立地企業を支援し、雇用機会の拡大を図りました。また、春まつり、芝桜まつり事業及び特産物PR事業を推進し、観光の振興に努めました。

土木関係では、道路利用者の安全対策として、六條鮫ヶ地線、鍋田34号線の道路改良工事を引き続き行い、歩行者、自転車利用者の安全対策を推進しました。

防災関係では、自主防災組織に対し、組織の活性化や防災リーダーの養成を推進いたしました。また、消防団の第4分団の格納庫の老朽化により格納庫を新築し、整備を図りました。

教育関係では、日の出小学校が開校し、桜小学校の過大規模校が解消され、学校施設整備につきましては、弥生小学校防犯カメラ設置工事、桜小学校公共下水道接続等改修工事、十四山中学校屋外避難階段設置工事、各中学校の緊急地震速報機器設置工事を順次実施し、教育環境の整備に努めるとともに、英語教育の充実を図るため、外国人英語指導助手を引き続き全小・中学校に配備いたしました。

社会教育施設関係では、中央公民館内監視カメラ設置改修及び増設工事、図書館棟エレベーター改修工事、また体育施設面では、鍋田川グランド駐車場舗装工事、市民プール改修工事など、快適で安全な施設の整備を行いました。

次に、認定第2号平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額ともに8,152万3,772円でありまして、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、土地取得特別会計所有の土地を一般会計で買い戻し、その同額を一般会計に繰り入れる措置により、また公共用地の先行取得等により、前年度に比べ1,624万円の増額となりました。

次に、認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして

は、歳入決算額44億1,710万1,097円、歳出決算額42億6,195万3,961円であります。

高齢化の進展等によりまして、医療費の増大が続く中、厳しい財政運営が引き続いていますが、支払準備基金の取り崩しを行わず財政運営を維持できましたことは、皆様方の御協力によるものと深く御礼申し上げます。

次に、認定第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4億2,975万1,537円、歳出決算額4億2,644万763円であります。

次に、認定第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、保険事業勘定において、歳入決算額24億4,495万3,201円、歳出決算額23億7,571万4,186円、サービス事業勘定において、歳入決算額1,940万4,341円、歳出決算額654万1,019円でありまして、介護保険制度の趣旨が市民の皆様にも十分浸透し、認定事業及び施設、在宅等の介護サービスを順調に実施することができました。

次に、認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額6億3,382万9,309円、歳出決算額6億418万9,793円でありまして、弥富北西部地区、十四山北部地区、十四山南部地区、広大海地区、鍋田地区及び十四山西部地区の施設の維持管理費を執行するとともに、十四山東部地区の管路工事及び処理施設の建設工事を完了いたしました。

次に、認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額7億5,000万7,915円、歳出決算額7億1,305万3,098円でありまして、前ヶ須、前新田、平島、鎌島、三稲、狐地及び操出地区の管路布設工事等の面整備事業を引き続き進めました。

平成25年度弥富市決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定を求めるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は、担当部長に説明をさせ、補正予算及び決算は説明を省略させます。

伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

この関係条例の整理は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い必要があるからでございます。

5枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の法律名の改正に伴い、法律名を引用している部分を改めることとしたものでございます。

改正された法律名は「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」でございます。

永住帰国する前からの配偶者に対して、中国残留邦人等の亡くなった後に新たな配偶者を支援する支援金を支給する制度が設立され、国による支援が受けられることになりました。そのため、その対象者を福祉医療制度——該当条例といたしましては障害者医療制度、母子家庭等医療制度、精神障害者医療制度でございますが——の支給の対象外とすることとしたものでございます。

この条例は、平成26年10月1日から施行するものといたします。

続きまして、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例の一部改正は、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

4枚はねていただき、改正する条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

法律の法律名の改正に伴い、事業名を「母子家庭等医療費」から「母子・父子家庭医療費」——該当条例といたしましては、弥富市母子家庭等医療費支給条例——に改められたものでございます。改正された法律名は、母子及び父子並びに寡婦福祉法でございます。

法律名等を引用している部分——該当といたしましては、弥富市子ども医療費支給条例、弥富市母子家庭等医療費支給条例、弥富市精神障害者医療費支給条例でございますが——を改め、父子家庭の父の定義を法律的に引用することにしたものでございます。

この条例につきましては、平成26年10月1日から施行することといたします。

続きまして、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定いたしますのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

14枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、条例で定めるとされた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について次のとおり定めることとしたものでございます。

1といたしまして、特定教育・保育施設の運営に関する基準といたしまして、認定こども園並びに保育所の利用定員は20名以上とし、特定教育・保育施設の区分に応じて、ゼロ歳、また1・2歳、3から5歳の3つに定めることとさせていただきます。

教育、保育の提供を前に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこととなっております。

特定地域型保育事業の運営に関する基準でございますが、利用定員は次のとおりとし、事業区分に応じて年齢ごとに定めるとなっております。家庭的保育につきましては1名以上5名以下、小規模保育事業A型及びB型については6人以上19人以下、小規模保育事業C型として6人以上10名以下、居宅訪問型保育事業といたしまして1人。

保育の提供前に運営規定の概要、連携施設の情報、職員の勤務体制、利用者負担、その他重要事項を記した文書を交付し説明を行い、利用申込者の同意を得なければならないこととなっております。

居宅訪問型保育事業を除き、特定教育・保育施設の連携施設を確保しなければならないこととなっております。

この条例は、子ども・子育て支援法の施行日から施行することとなっております。

続きまして、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定するのは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

12枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、条例で定めることとされた家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準について次のとおり定めることとしたものでございます。

1として、家庭的保育事業については、設備の基準といたしまして、乳幼児の保育を行う専門の部屋9.9平米以上、乳幼児が3人を超える場合は、9.9平米に3人を超える人数1人につき3.3平米を加えた面積が必要となる。以上となっております。また、屋外に遊戯に適した庭があることでございます。

また、職員の基準といたしましては、家庭的保育者1人に対して乳幼児3人以下、家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下となっております。

同様に、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の3事業についても施設及び職員の基準を定めたものでございます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとなっております。

続きまして、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

この条例を制定いたしますのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるために必要があるからでございます。

5枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、条例で定めることとされた放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、次のとおり施設の基準を初め6項目について定めるとしたものでございます。

設備の基準といたしまして、専用の区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平米以上なければならないこと。

職員としては、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと。放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2名以上とすること。ただし、その1人を除き、補助者をもってこれにかえることができること。

資格といたしまして、放課後児童支援員は定められた資格を有する者等であり、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないこと。

支援の単位といたしまして、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とすること。

開所時間といたしまして、開所する時間は次に掲げる区分に応じ、定められた時間以上を原則として、その地域における保護者の労働時間、小学校の授業の終了時刻、その他の状況を考慮して、当該事務所ごとに定めることとなっております。小学校の授業の休業日は1日につき8時間、小学校の授業の休業日以外の日につきましては1日につき3時間。

開所日数にいたしましては、1年につき250日以上を原則とし、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日、その他の状況を考慮して、当該事務所ごとに定めることとなっております。

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律の施行日から施行することとなっております。

以上の3点の条例につきましては、27年4月1日を施行予定としております。

続きまして、議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例を一部改正するのは、児童クラブ施設の利用者資格の年齢拡大をするために必要があるからでございます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側の現行のアンダーラインで示してあります「おおむね1年生から3年生までの」の部分を削り、対象を小学生全員に拡大するものでございます。

附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日からといたします。

こちらにつきましても、施行予定は平成27年4月1日となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成26年9月30日失効に伴い、奨励措置等の一部改正するものでございます。

4枚はねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市企業立地の促進に関する条例が平成26年9月30日に失効するため、平成31年9月30日まで延長することといたしました。

2. 奨励措置を受けることができる企業の要件等を次のとおり改めることといたしました。

(1) 地域要件及び土地の取得要件を廃止し、地域を市内全域とし、指定業種を定めた。

(2) 新設の敷地面積を「3,000平方メートル以上」から「1万平方メートル以上」にいたしました。また、増設の場合につきましては、既存の敷地とは別に3,000平方メートル以上拡張し、合計1万平方メートル以上の一団の敷地となることといたしました。

(3) 奨励金の交付期間を、新設または増設した事業所が操業開始後に、最初に固定資産税を賦課された年度の翌年度から3年度間といたしました。

(4) 奨励金の額を、土地に対して課するものを除いた固定資産税の納付額に相当する額の100分の50とし、各年度の限度額は1億円といたしました。

3. この条例は公布の日から施行することといたしました。ただし、企業の指定の要件等の改正規定は、平成26年10月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案18件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第3号 決算特別委員会の設置について

○議長（佐藤高清君） 日程第25、発議第3号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。  
堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第3号決算特別委員会の設置について、提案理由を申し述べます。

平成25年度一般会計及び各特別会計の決算審査を行うに当たり、地方自治法第109条及び弥富市議会委員会条例第6条に基づき、お手元に配付しましたとおり、委員定数9名をもって決算特別委員会を設置するものでございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正・副委員長も名簿のとおりですので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。



弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

